

新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」 業務プロポーザル募集要領

新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」業務プロポーザルでは、県立テクノスクールが委託して実施する新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」（以下、「本事業」という。）について、この募集要領に定めるとおり受託事業者を募集する。

本事業は「国との協議が整うこと」及び「新潟県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、国との協議が整い県予算の成立をみななければ、いかなる効果も発生しない。

なお、委託先として決定された者の企画提案書の内容は尊重するが、契約内容は県立テクノスクールとの協議により決定する。

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」

(2) 目的

本事業は正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める業務独占資格又は名称独占資格（以下、「国家資格」という。）等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

(3) 業務内容

【別紙】新潟県公共職業訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託仕様書（以下、「委託仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から訓練修了日又は訓練修了後に訓練生が就職した場合は定着支援を完了する日まで（提案コースにより異なる）。

2 見積限度額

委託費の設定にあたっては、訓練実施経費の単価は、訓練生1人1月当たり120,000円（税別）を上限とすること。

ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円（税別）を上限とすること。

委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。

なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とすること。

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3）第 101 条の 2 の 7 第 2 号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。

4 募集する訓練コースの要件

(1) 訓練分野と概要

分 野	概 要	訓練期間
介護福祉士	国家資格である介護福祉士の資格取得を目指す訓練コース	2 年
保 育 士	国家資格である保育士の資格取得を目指す訓練コース	2 年
上 記 以 外	国家資格等の資格取得を目指すことを前提とし、企画提案により決定する分野のコース	1～2 年

(2) 訓練対象者

訓練対象者は次のいずれにも該当する者とする。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みを行っている者
- ② 公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者
- ③ 概ね 55 歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

ただし、55歳以上の者であっても、以下④～⑧の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えないこと。

- ④ 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
 - ⑤ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
 - ⑥ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
 - ⑦ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
 - ⑧ 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことのない者
- ※ なお、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後1年以上経過している者は除く）は対象外とする。

(3) 訓練コースの事業費

分野	訓練実施経費 (1人1月当たりの上限額)	定着支援費 (1人当たりの額)
介護福祉士 保育士	90,000円(外税)	50,000円(外税)
上記以外	120,000円(外税)	

- ※ 訓練実施経費は、訓練算定月において訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に算定して支払うものとする。
- ※ 定着支援は、就職後6箇月間において、最低月に1回以上の頻度で修了者に対し就業状況確認をし、助言や必要に応じて補講などを行うことをいう。
- ※ 訓練修了後3か月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）について、上記の定着支援を実施し、就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1人当たり50,000円（外税）を支払うものとする。
- ※ 定着支援については、別途業務委託契約をするものとする。

(4) 企画提案可能な訓練コースの条件

ア 訓練内容について

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下①～④に該当する職業訓練を実施するものであること。

ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職業訓練とすること。

なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。なお、合格発表が訓練終了後となる資格の取得を目指す訓練の設定は、令和7年度末までに開講する場合のみ可能とする。）。

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ② 経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル3※相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

※ 国の実施要領では、令和4年度からITスキル標準（ITSS）レベル2相当以上と改正されたが、当県ではレベル3以上での募集とする。（レベル2相当までの資格は短期訓練にて実施する。）

イ 実施体制について

当該訓練コースの設定においては、委託先機関が一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練コースの対象者を入校させた上で同一環境下において実施するもの、又は委託先機関が既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる集合型の実施体制によるもの。

ウ 実施方法について

4(4)ア①、③及び④（①については指定養成機関にて実施するものに限る。）については、委託訓練実施要領第1章第8（仕様書参照）の規定に関わらず、養成課程、職業実践専門課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する方法として認める。

エ 就職実績の要件について

企画提案する訓練コースについては、実施しようとする訓練コースの過去「直近」※1または「直近2年間」※2の訓練修了者の就職実績※3が正社員就職率80%以上であること。

ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であること。

- ※1 直近とは、令和8年度開講コースの場合、令和6年度。
- ※2 直近2年間とは、令和8年度開講コースの場合、令和6年度と令和5年度。
- ※3 就職実績は、訓練修了後3か月時点までとする。

具体的には以下の場合に、実施が可能である。

- (ア) 直近実績が80%以上。
- (イ) 直近実績は80%未満であるが、直近2年間の実績を平均すると80%以上。
- (ウ) 実績が直近1年しかない場合で直近実績が80%未満の場合は直近1年の一般生も含めた実績において80%以上。
- (エ) 直近2年前の実績はあるが、直近1年前の実績がない場合は、直近1年前の一般生と直近2年前の実績を平均すると80%以上。

直近2年の実績がない場合は以下の場合に実施が可能である。

- (オ) 一般生の直近実績が80%以上。
- (カ) 一般生の直近実績は80%未満であるが直近2年間の実績を平均すると80%以上。

上記の要件に該当しないため、前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなると判断される場合は、国と協議の上、判断する。

なお、過去に一般生及び訓練生の就職実績がないコースは募集対象外とする。

オ 定員

1名からの受入れが可能であること。ただし、集合型訓練により実施する場合は、15名を標準とすること。

- ※ 1コース当たりの募集定員は、国との協議及び委託候補者の選定状況を踏まえて決定する。

カ 訓練設定時間

1年間の総訓練設定時間は1,400時間以上であること。ただし、指定養成機関で1年以上の習得を必要とされているもの、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等の合格率が概ね全国平均以上であるものについては、1年間の総訓練設定時間を700時間以上とする。

※ 訓練設定時間は、入校式、修了式及び公共職業安定所における就職支援を受ける時間等を含まないこと。また、夜間・土日のみの訓練は対象外とする。

なお、学校行事等（研修旅行、球技大会等）についても、訓練の対象とならないため、訓練設定時間へ含まないこと。（訓練生の参加については、任意とし訓練生の判断によるものとする。）

※ 標準時間は、1 単位時間を 45 分以上 60 分未満とする場合にあっては 1 単位時間を 1 時間、1 単位時間を 90 分とするものは当該 1 単位時間を 2 時間とみなす。

また、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間を含めて差し支えない。

5 説明会について

(1) 説明会の開催日程等

日 時 : 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 午前 10 時から (1 時間程度)

実施方法 : オンライン会議システム (Zoom)

(2) 説明会の参加申込み

説明会参加を希望する場合は、令和 7 年 10 月 28 日 (火) までに新潟県電子申請システムの以下の URL より参加申込みすること。申込みを確認後、Zoom の ID 等を令和 7 年 10 月 29 日 (水) までに連絡します。

なお、参加は各事業所あたり 2 アカウントまでとします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=25534

6 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式 1 「新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」業務に関する質問書」を提出すること。

受付期限 : 令和 7 年 11 月 6 日 (木) 午後 5 時 (必着)

受付場所 : 後述 14 担当課 (問合せ先) に同じ

方 法 : 持参、郵送、電子メール

※ なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

(2) 質問の回答について

期 日 : 令和 7 年 11 月 13 日 (木)

回答方法 : 新潟県ホームページに掲載

7 企画提案参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

申込期限 : 令和 7 年 11 月 20 日 (木) 午後 5 時 (必着)

申込み先 : 後述する 14 担当課 (問合せ先) に同じ

提出方法：持参、郵送、電子メール（※パンフレットは持参または郵送のみ）

【提出書類及び提出部数】

提出書類	部数	留意事項
別紙様式2 「プロポーザル参加申込書」	1部	別添を含むこと。
就職実績を記載した根拠資料	1部	任意の様式とし、訓練生（一般生）ごとに卒業・中退等の区分、就職・進学 の別、雇用形態、就職職種が明示されているもの。
学校案内 (パンフレット等)	4部 (原本のみ)	パンフレットは原本のみ受理可とする。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和7年11月27日（木）までに提案資格の確認結果の通知を書面（電子データ）で行う。

8 企画提案書

提出期限：令和7年12月4日（木）午後5時（必着）

提出先：後述する14担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参、郵送、電子メール（※委任状は原本のみ受理可とするため、持参または、郵送のみ可。）

【提出書類及び提出部数】

提出書類	部数	留意事項
別紙様式3 「企画提案書」	4部 (紙の場合)	電子データによる提出可。電子データで提出する場合は1部。
別紙様式5 「委任状」	原本1部	委任状が必要となる場合のみ提出。押印が必要なため 原本提出 。
別紙様式6 「暴力団等の排除に関する誓約書」	1部	電子データによる提出可。 ※提出がない場合は契約を締結できません。
学則	1部	任意様式。電子データによる提出可。
委託費見積書・積算内訳書	1部	任意様式。電子データによる提出可。

※ 「介護福祉士養成科・保育士養成科」と「介護福祉士・保育士以外の分野」によって、提出様式が異なるため注意すること。

※ 別紙様式3「企画提案書」の作成にあつては、記載要領を事前に確認し作成すること。

※ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

9 委託候補者の選定

委託候補者の選定に当たっては、「新潟県公共職業訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託先審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

10 ヒアリングの実施

審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。ただし、審査委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により審査を行い、ヒアリングを求める者を選定した上で必要に応じてヒアリングを行うことがある。

日 時：令和7年12月12日（金）以降

※ ヒアリングの対象となった提案者に対して別途、連絡する。

実施方法：オンライン会議システム（Zoom）

時 間：30分程度を予定

出席者数：1者につき3名以内

11 審査結果の通知

審査委員会において審査した結果については、提案者それぞれに書面（電子データ）により通知する。

通 知 日：令和7年12月末頃（12月補正予算成立（議決）後以降）

12 日程

令和7年10月22日（水）	募集公示
令和7年10月28日（火）	説明会参加申込み期限
令和7年10月30日（木）	説明会
令和7年11月6日（木）	質問書の受付け期限
令和7年11月13日（木）	質問書回答
令和7年11月20日（木）	参加申込書の提出期限
令和7年11月27日（木）	提案資格の確認結果の通知
令和7年12月4日（木）	企画提案書の提出締切
令和7年12月12日（金）以降	ヒアリングの実施
12月補正予算議決後	審査委員会実施、審査結果の通知 所管テクノスクールと契約

13 契約の締結

委託候補者が所在する地域を所管する県立テクノスクールと委託候補者が委託契約の締結交渉を行い、訓練コースの委託費単価の上限範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当するこ

ととなった場合等、契約の締結を行わないことがある。

14 担当課（問合せ先）

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県産業労働部雇用能力開発課企画技能係 担当：村山
電 話：025-280-5262
FAX：025-280-5168
メール：ngt050060@pref.niigata.lg.jp

15 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案は、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 申込書、企画提案書を郵送する場合は簡易書留とし、持参の場合は提出期限日を除き、平日の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）に持参すること。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」業務プロポーザル参加申込辞退書」を速やかに提出すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ・本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
- (8) 訓練生として募集するコース名は各学校の科名と異なる場合があることに留意すること。